

第五十九号議案

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都監査委員の給与等に関する条例（昭和三十九年東京都条例第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「八十六万四千円」を「八十七万三千円」に改め、同項第二号中「八十四万八千円」を「八十五万七千円」に改め、同条第二項中「四十三万円」を「四十三万五千円」に改め、同条第三項中「二十三万八千円」を「二十四万一千円」に改め、同条第四項中「一万六千七百円」を「一万六千九百円」に改める。

第三条第二項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に、「十種」を「九種」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都監査委員の給与等に関する条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都監査委員の給料等の額を改定するほか、旅費及び費用弁償に係る規定を改める必要がある。